

佐野市佐野武道館の維持管理に関する業務基準

1 施設・設備等保守点検業務

(1) 消防用設備保守点検

① 定期点検

ア 機器点検（年1回）

イ 総合点検（年1回）

② 対象設備

ア 自動火災報知設備

イ 誘導燈及び誘導標識

ウ 消火器具

エ 配線

(2) 特殊建築物定期点検業務

建築基準法第12条に基づく定期点検（年1回）

(3) ボイラー保守点検

消費生活用製品安全法に基づく法定点検及び社団法人日本ガス石油機器工業会（JGKA）が設定した点検を行うこと。（年1回）

(4) 空調機器保守点検

フロン排出抑制法に基づく点検

① 点検内容

ア 簡易点検（年4回）

目視点検【異音、損傷、腐食、錆び、油にじみの確認等】

イ 定期点検（3年に1回）

有資格者による目視点検、間接法、直接法等

2 清掃業務

(1) 日常清掃

柔剣道場、更衣室、管理室、トイレ等及び建物周辺を日常的に清掃し、美観・清潔の保持に努める。

(2) 定期清掃（年3回）

窓ガラス清掃、ワックス清掃、トイレ便器等の清掃等を実施する。

(3) 植木剪定作業（年1回）

敷地内の植木（低、中、高木等）の剪定及び伐採作業を実施する。ただし、支障枝は随時剪定・処分を行う。

(4) 芝生植栽維持管理業務（適宜）

敷地内の生垣の剪定、除草、落ち葉清掃を行う。また、利用者に危害を加える恐れのある蜂やカラスの巣等の撤去を行う。

(5) 剣道場床面維持管理業務（年１～２回程度）

令和８年度中に剣道場床面の張替え工事を行うことから、維持管理に必要なワックス塗布作業及び軽微な傷の補修作業等を行う。また、１０年毎（次回は令和１８年度）に床面の研磨作業、ライン引き、ワックス塗布、床面の傷補修等の作業を行うことから作業等の記録を施設に残しておくものとする。

3 保安警務

(1) 防火管理

消防法に基づき防火管理者を選任し、消防計画の作成・訓練の実施等必要な業務行うこと。

(2) 警備業務

閉館時の機械警備及び巡回警備業務を実施する。なお、開館中においては指定管理者の職員が随時建物内外の巡視を行うものとする。

4 その他

施設内の AED（本体）については、メーカーの保証期間がきた際には、速やかに交換を行う。また、バッテリーや電極パットの使用期限を確認し、同じく交換を行う。